

第5回あきる野市行政改革推進市民会議について

- ・日 時：平成21年7月2日(木)午後1時30分から午後4時30分まで
- ・場 所：市役所 5階 505会議室
- ・出席者
 - (委員)：〔委員長〕近藤智孝〔副委員長〕岡野哲史、河邊行廣、木原克二、俵武司、倉田克治、中嶋博幸、山本仁志、坂本栄司、小泉恵美、青木和子、吉田栄久夫
 - (関係者)：浦野企画政策課長、宮田財政課長
 - (事務局)：私市企画政策部長、田中企画政策課主幹、大久保主査、櫻澤
- ・議 題：
 - (1) 第4回市民検討会議における課題について
 - ア あきる野市の財政状況について
 - イ 職員等の人件費の状況について
 - (2) 各テーマの検討について(市民会議委員の意見の一覧)
 - ア 歳入の確保策
 - イ 人件費・報酬関係
 - ウ 指定管理者関係
 - エ 補助金関係
 - (3) その他
- ・配布資料：
 - ①第5回あきる野市行政改革推進市民会議 次第
 - ② 資料1 予算比較
 - ③ 資料2 職員数(職員・非常勤職員等)と人件費の推移〔普通会計〕
 - ④ 資料3 あきる野市行政改革推進市民会議における委員の意見等について(第1回～第4回)
 - ⑤ 「郷土の恵みの森」構想関係資料

議 事(要旨)

(1) 第4回市民検討会議における課題について

- ア あきる野市の財政状況について ……〔資料1〕
- イ 職員等の人件費の状況について ……〔資料2〕

委 員 長：・(挨拶)

今回で5回目の市民会議です。資料説明が多く、また富士山の登山に例えると、樹海の中を歩いており、どこに行くのか分からないという状態です。皆さんのストレスがたまっていると思いますが、そろそろ5合目が見えてくるのではないのでしょうか。資料の説明は簡潔にさせていただき、会議は意見交換の場にしたいと思います。

それでは、資料説明をお願いします。

関 係 者：・資料1(予算比較)について説明

前回の資料との違いについて、ご説明します。前回は、平成20年度と平成21年度の当初予算同士の比較でしたが、今回の平成20年度のデータは、3月の補正予算後のものですので、総額も変わっています。前回の資料では、対前年度比で18億5千981万円、7.3%増でしたが、今回の資料では9千25万9千円、0.3%の減になっています。

ます。平成21年度については、前回の資料と違いはありませんが、平成20年度については、3月の補正予算の定額給付金や子育て応援特別手当により大きく増加しており、13億円程度、国の国庫支出金として歳入が増加し、その支払いの分、歳出も増加していますので、大きな変化があります。

3の性質別の歳出の表の扶助費については、前回、合計のみを表示しましたが、今回はその内訳を表示しました。

事務局：・資料2(職員数と人件費の推移)について説明

職員給与と非常勤職員の賃金の合計額については、前回、平成21年度予算も表示するようご指摘をいただきましたので、それに対応したグラフにしています。平成21年度の当初予算で、普通会計の数値としては、職員が418人、40億4千2百万円になります。非常勤職員については、前回、人数の議論をしていただきましたので、金額だけ申しますと、4億6千5百万円になっています。平成20年度以前のデータは、すべて決算の数値です。

前は、職員の人件費のうち、退職手当組合の負担金が大きくなっているという話をしました。今回は、資料2の2枚目に、その負担金を除いた給与の内訳をグラフで示しました。正職員の金額は減少していますが、非常勤職員の給与については、上昇傾向にあります。ただし、この数値は、あくまでも普通会計のもので、全体としては若干異なります。

委員長：資料1、2について、ご意見やご質問があればお願いします。

委員：前回の資料内容と比べると、よく分かるようになりました。ただし、欲を言えば、人件費について、正職員の給与と非常勤職員の賃金の合計額を示すと、もっとよいのではないかと思います。そうすれば、平成20年度に比べ、平成21年度の予算額が1億4千6百万円減っていることが分かります。

これにより、人の流れも分かりますし、非常に良い数値だと思います。単純に人数で割ると、平成21年度は445万円、平成20年度は460万円ということで、単価も下がっているので評価したいと思います。

委員：資料2の人件費の表で示した普通会計の平成21年度と平成20年度の人件費に対し、資料1の人件費の平成21年度の当初予算と平成20年度補正予算後の額が一致しないのはどうしてですか。平成21年度で1億6千万円くらい違っていますが、資料2の額には賃金相当分の人件費が含まれており、これに対して資料1の額には臨時職員の賃金が含まれていません。そうすると、資料2の人件費の方が多くなると思いますが、資料1の歳出額の方が大きくなっているのはなぜですか。

関係者：資料1の人件費には、正職員に加え、賃金ではなく報酬を受け取っている非常勤嘱託員や議員の報酬、市長以下の特別職の報酬のすべてが含まれています。

委員：このグラフは、職員関係の人件費を表示しているということですね。分かりました。

(2) 各テーマの検討について(市民会議委員の意見の一覧)・・・[資料3]

委員長：資料3について、簡単に説明をお願いします。

事務局：・資料3(あきる野市行政改革推進市民会議における委員の意見等について)説明
これまで第1回から第4回の市民会議で各委員からいただいた意見について、簡単に述べさせていただきます。

委員長： 資料3について、委員長として感想を述べますと、市民会議なるがゆえに出てくる意見と、職員でも当然出てくる意見がごちゃ混ぜになっており、多方面の意見が整理されていない状態だと思います。

それでは意見交換に入りたいと思います。今回も提案がありますので、提案内容について、説明をお願いします。まずは、〇〇委員からお願いします。

委員： これは、環境委員会の有志5名で、一般市民から寄付金を募り、それを元にして助成金をもらい設置する太陽光発電設備について、市内の小学校に寄付しようとするものです。7月11日に寄付金を締め切り、そこで額を決定して助成金の申請をするために、現在、活動をしています。

これは、①学童の環境教育、②電気代の削減、③CO₂の削減、④震災時の電源確保を主な目的としており、東京電力の外郭団体だと思いますが、港区のグリーン基金から助成金を受ける予定です。助成金は、最高額で200万円です。ただし、困った問題がありまして、任意団体では公的な助成金申請ができませんので、PTAとともに活動することにより、共同で申請を行い、250万円から300万円規模の設備を設置したいと考えています。最終的には、これを市に寄付したいと考えています。

ここで、1の市の指定寄付制度についてですが、この制度については、議会を通す必要があります、柔軟性に欠けるところがあるので、柔軟に対応できるシステムに改善をしていただきたい。

市の予算は一切使わない事業なので、議会の審議を通す必要がないのではないかと思います。もし、法律上の問題があるならば、上部団体に対して働きかけを行い、条例や規則上の問題であれば、それを改正すればよいと思います。そうすることにより、指定寄付を使って他の事業がもっとできるようになりますので、市の財政も少しは楽になるのではないのでしょうか。

また、2のスクールニューディール構想についてですが、学校施設への太陽光発電導入の推進ということで、文部科学省の平成21年度の補正予算が組まれています。総事業費の95%が国費助成で、5%が自治体の負担になります。具体例を挙げると、1校20KWHの施設で2,000万円の助成が受けられるので、自治体の負担額は100万円になります。

そのメリットとしては、①年間2万KWHの発電代で25万円程度が削減できるので、自治体の負担額は4年間で回収できる計算です。電池の寿命が20年前後なので、少なくとも15年間くらいは経費の削減になるのではないのでしょうか。

また、②1年間に5.5haの森林が吸収する量に相当する8,500kg、8.5tのCO₂が削減できます。その他、③震災時の電源確保とともに、④メンテナンスがほぼ不要なので、設置してしまえば手がかかりません。

以上により、長期にわたりランニングコストは軽減され、CO₂の削減にもつながることから、積極的に活用すべきであると考えます。

市では、今年度、1箇所に設置をするということですが、1箇所といわずにもっと多くの施設で設置した方がいいのではないのでしょうか。文部科学省に確認したところ、かなり大きな枠があるので、申請すれば受けられると思います。仮に1,000万円の負担をすれば、2億円の事業が実施できますので、設置する事業者にも大きなイン

パクトがあり、税収の増にもつながると思います。今までは1/2の助成でしたが、95%の助成措置については、今年度のものであり、来年度はどうなるか分からないので、積極的に活用すべきです。ただし、市で実施する場合は、設計費等の諸経費が相当かかりますので、本年度については、試験的に1箇所を実施するというのを聞いています。

私たちが申請する予定のグリーン基金の助成は85%の助成であり、上限が200万円しか出ませんが、できるだけ多くの募金を集めて、良いものを市に寄付したいと考えていますので、よろしくお願いします。

委員 長： この件について、部長は何か情報を持っていますか。

事務局： スクールニューディール構想については、1箇所、御堂中学校をモデル校に選んで補正予算で設置する予定になっています。もっと多くできないのかというご指摘ですが、この設備はかなりの重量になるということで、耐震化の問題もありますので、今年度は、耐震化の済んでいる御堂中学校を選定しました。他校については、この結果を見てから、今後、検討していきます。

委員 長： 指定寄付制度とグリーン基金の助成制度、この2つの制度の連動性はどうなっていますか。

委員： 当初は、指定寄付制度でこの助成を受けたかったです。市が助成を受ける場合は、割りと手続きが簡単であり、指定寄付ができるのであれば、95%の助成が受けられる文部科学省の制度の方が、より大きな規模の事業ができたのですが、市内部の手続きに時間がかかるということがあり、PTAと一緒に申請をすることにしました。

委員 長： 今の提案について、何かご意見等ありますか。

委員： 各省庁からは、信じられないくらい大きな補正予算が組まれています。職業柄、林野庁の補正予算について市に働きかけましたが、市の負担となる1、2割分を払うほどの予算もないということでした。どんなに良い制度があっても、無理やりに実施させるわけにはいかないので、予算がない行政というのは夢も希望もないものだと感じました。

委員 長： その件について、委員長としてコメントさせていただきます。私見を挟みますが、事業主というものは、将来に備えて蓄積がない限り、または返済の可能性がない限り、次の事業には入れないわけです。しかし、役所というものは、補助金や交付金というものに頼ってやっていますから、できてしまう場合があります。そのような習性があるため、重点的に未来に備えて蓄積をする作業をほとんどやってきていません。これが行政の一番の欠点です。取ることを知らないで、使うことばかり知っている行政マンに任せていると、おかしなことになってしまいます。

〇〇委員の発想は、新しいものに設備投資して、利益の還元、収益の増大、経費の節減に結びつけるということだと思いますが、それをできないのが、今の自治体の財政事情です。それはもっと言うと、優先的に未来に備えた設備投資をしようとするのではなくて、予算の配分ばかりしようというところに限界があります。その辺は、この際、共通の認識を持って、市民会議として提案すべき重要なポイントであるという所感もっていますので、参考に述べさせてもらいました。

委員： 1校でしか実施しないのは、他校が耐震化されていないからですか。まずは、1校で実施して、うまくいけば、ほかの学校でも実施するということですか。微妙なニュアンスで説明されたので、もう一度、説明してください。

事務局： 耐震化が済んでいる校舎でないと実施できないという大前提があります。ただし、耐震化が済んでいる校舎は1箇所ではなく、3校くらいで耐震化は済んでいます。その中で御堂中を選定したのは、学校として環境教育の取組を積極的に進めているためです。

委員： どうして御堂中だけ先に実施するのかということではなく、少しでも多くの学校で実施した方がよいのではないかという意見です。一般的に、助成金がでる事業は、実施しても利益がでるわけではなく、市民が少し元気になるといったものが大半でした。しかし、この事業の場合は、お金を支払って使用している電気使用料を削減できるので、利益が出ます。役所は、利益のことをあまり考えませんが、お金を大切にするという観点で物事を考えないといけません。役所には、儲けるという感覚がありませんが、4年で元がとれるようなものを積極的に実施しないのは理解できません。一般的に、商売をする場合は、10年で投資した以上のものが返ってくるというのであれば、個人の感覚ならやります。

委員長： 今のご意見は、御堂中以外にどうして事業を広げられないのかという疑問ですね。

事務局： 今回、補正予算を組んだ中で、どれくらいの行政需要があるのかという観点から、スクールニューディール構想の実施校を2校にするよりも、1校にして他の事業に補助金を活用した方がよいと判断しました。優先順位を立てて取り組んでいます。

委員： 市にも事情があることは分かりましたが、私は、95%の助成金により、わずかな負担で、将来にわたって経費が削減されるということに、大きな魅力を感じました。

これからは、低炭素化社会であり、CO₂の排出を減らすことで、温暖化の緩和にもつながります。この事業は、時流にのっているのではないかと思います。このため、最初は1箇所だとしても、今年度はまだ期間があるので、もう1箇所でも設置数を増やせれば、地元企業も潤って税収も入ってきます。しかも、ランニングコストが軽減されますので、メリットがあります。一般家庭に普及しないのは、助成金が少ないからであり、元を取るのに20～30年かかってしまいます。

それに比べて95%の助成が受けられるので、5%の地元負担でできる事業です。利益の上がらない維持管理コストがかかる箱物をつくるよりも、非常に有効であると思いますので、今後も、積極的に考えてください。

事務局： まだ、今年度は残っていますし、国からは3年間と聞いていますので、前向きに考えていきたいと思います。

委員： 前田小学校の耐震化は、終了していますか。

事務局： 既に、終了しています。

委員： 太陽光発電については、ある程度、将来的なコストや利益を見込んでいると思いますが、今、〇〇委員が資料を使って言われたとおりだと思いますか。

事務局： まだ、どの程度の発電設備を設置できるかイメージできていませんので、何とも申し上げられません。

委員長： 将来的な予測の精度を高める必要があるということですね。

委員： 往々にして過大な予測をされている場合があります。

委員： 少なくともここに書いてあることについては、確証があります。文部科学省も私自身も、試算しています。施工が悪ければ別ですが、年間約2万KWH発電できます。

委員： 今、話題に出たもののほかに、今回の補正予算で、現在、使うことを検討している助成金はありますか。

事務局： 今回の国の補正予算については、財務省からではなく、各省庁から単独で出ていますので、情報もばらばらにきます。文部科学省の太陽光発電の話も、財政担当ではなく、先に教育委員会から話がきました。そのため、どこの自治体でも同様だと思うのですが、情報を整理しきれていないのではないかと思います。

委員 長： 6月の補正予算では、あきる野市ほどよく対応した自治体はないと思います。6月補正で対応した自治体は少なく、ほかの自治体は9月補正だと思います。本当に時間が短かったので、積み残したものは9月補正で対応するように検討していきます。

委員 長： 民間では、資金が足りない場合は社債を発行して、金利を付けてお返ししますということをやりますが、自治体ではそういうことは絶対にしないのですか。相当の成果をあげることができる事業を実施するために1,000万円必要な場合、市民に対して債券を発行して、3年後に返還するような手立てはないのですか。

関係者： そのような方法はあります。ただし、あきる野市では発行したことはありません。比較的大規模な都市でも発行していますし、小さな自治体の場合は共同で発行しています。具体的には、市民から一口10万円とか100万円で、総額数億円を集めて、大体5年満期で利率を1.5%程度で利息を付けて返済するような方法があります。

委員 長： 本当にやる気になれば、市民の力を借りてできるということですね。次に、指定寄付制度についてお願いします。

委員： 税制上、指定寄付金というのは、法人が寄付した場合に、寄付金額が経費、損金となり、指定寄付金だとその割合が倍になるという特例処置があります。その場合、赤十字等のように政府の指定寄付団体に指定される必要があるということは理解しているのですが、これは、それとは別のものですか。

委員： はい。ここでいう指定寄付は、我々が集めた資金を、「こういうところに使ってください。」と用途を指定して、市に寄付するものです。市は、その寄付された資金を使って小学校に何かを作るというような制度です。

委員： 寄付を受けて何かを作る場合、市がその工事を委託するため、当然、支出行為が発生しますが、それがすぐにできないということのようです。なぜ、どのような制約があって、すぐにできないのか分かりませんが、少し使い勝手が悪いです。

委員： 指定寄付金の受入れ窓口が市役所になるということですか。

委員： 私個人が市に寄付をした場合でもよいのですが、使用目的や対象を絞って寄付する制度があります。都内でも、いくつかの自治体では、市の財源を使って、助成金をもらって太陽光発電設備を設置しているところがあります。ところが、我々は、任意団体として募金を集め、PTAと協力して助成金の申請をしています。

委員： 先ほどの〇〇委員の案件の場合も、そのように寄付を募ればできるようになるのではないのでしょうか。

委員： これがうまくいけば、これからいろいろなケースで使えると思いますので、そのあたりのことについては、もっと柔軟に対応できるように、市にも、もう少し研究してほしいです。

関係者： 指定寄付金の中には、使い道を指定したものとそうでないものがあります。いずれの場合も、歳入・歳出の予算を組んで予算計上する必要がありますので、まず、そこで期間的なハードルがあります。また、使い道を指定した場合には、やらなくてはならないという市の負担義務が生じますので、地方自治法で受けた寄付金で、このような事業を実施するという議決、議会のお墨付きを得ないといけません。市の条例や規則であれば、もっと柔軟に対応できるのですが、このような法律上の国レベルの制約があります。

委員長： それでは、次回までに法令等を整理して、どのような制約があるのかまとめ、かつどのようにすればクリアできるのか、法改正が必要なのかななどを明らかにしてください。

委員： 例え、法律上の制約であっても、地方から国に対して法律改正の必要があるという声を上げていかなかったら、いつまでたっても状況は改善されません。市民が何かをやりたいと思っても、それが壁になり、まちにとって何もよいことができません。法律改正が必要なら、それを求める上申等をしていただきたいと思います。

関係者： 補足として、今、ご説明したのは法律上の制約についてです。実際には、現在も、指定寄付金を受けています。例えば、福祉事業に使用していただきたいというような指定はあるのですが、その時点では、市に義務はありません。ただし、寄付者の意思を尊重して、実際には、歳入・歳出予算を組んで指定のあった福祉事業を実施しています。法律上で義務付ける場合には制約がありますが、ケースバイケースで法律の制約を受けずに対応することは、十分可能であると思います。

委員： 地方自治法の第96条だと思いますが、指定寄付ではなく、負担付寄付となっていないでしょうか。この場合、極端に言えば、1円寄付して1千万円の事業をしてくださいという指定寄付があった場合には、市の負担が大きいので、議決対象になります。しかし、市の負担がない〇〇委員のいう指定寄付については、議決の対象にはならないのではないかと思います。

ただし、市に寄付金が入れば、市は歳出をしなないといけなくなります。つまり、市が事業を行いますから、市の持ち物になってしまいます。このため、指定寄付金の受け入れだけというのは、制度的に不可能だと思います。

委員： この場合には、市の資産が増えるものであり、物品も寄付を受けられるのですから、できると思います。ただし、その寄付金を使って、他所から助成金をもらってくる事務というのが難しいと聞いています。

委員： その件については、整理してもらった方がよいと思います。

委員長： 本件については、今後の課題にしましょう。

委員： 現物を寄付するのではなく、現金を寄付するのですか。

委員： 我々が寄付金を出して、PTAが助成金の申請と受取をします。そのお金で太陽光発電設備を設置し、それを市に寄付します。市が直接申請をすれば、もっとスムーズに手続きができるし、他の自治体ではやっているということなので、なぜできないのかと思います。

委員長： 課題があるにしても、諸問題を検討してください。

次に、〇〇委員からの提案を聞いて、その次にフリートーカーで、皆さんの意見を聞いてまとめたいと思います。

委員： 1は、市営住宅の民設民営化で、耐震賃貸マンション、アパートの賃料補助による入居についてですが、その効果としては、1)の木造市営住宅跡地の売却による売却金額とその後その土地が利用されることによる税金が期待できます。また、2)の賃貸マンション、アパートの耐震工事の促進についてですが、賃料補助するマンションを耐震化されたものに限定すれば、耐震化工事が促進され、工事業者の収入や空き部屋が減るオーナーさんの収入が上がり、税金が増えます。3)の入居者の希望を少しでも実現可能については、入居者にとっても、それぞれのニーズに合った場所に住めるというメリットがあります。4)の起債の抑制と市営住宅管理費の削減については、新しく予算を立てて施設を建設する必要がありませんし、その後の維持管理費ももちろんオーナーさんが実施するわけなので、市からの支出はありません。

次に、2として、放置自転車の売却についてですが、10年程前になりますが、税金をかけて放置自転車を捨てていたので、売れるから捨てなくてもいいのではないかと、市に言ったのですが、捨てることに決めているということでした。確かに、その時点では、都内の自治体で売却しているところは1つもなく、大阪市だけでした。その後、2、3年して昭島市や中野区で実施され、今では23区の8割くらいの自治体で売却をしているようですが、多摩地域では、まだあまり進んでいません。

放置自転車については、買受人がいない時には処分してよいと法律で決まっていますので、私は、平成18年に、市長への手紙で、法律に則って処分した方がよいのではないかという意見を出したことがあるのですが、あきる野市には、そのような条例がないので、放置自転車ではなく、不要自転車として処理しているということでした。また、粗大ゴミだと500円とられるから、自転車置き場に放置してしまう人が見受けられます。不要自転車として処理するということは、本来、不法投棄されたものですから、防犯登録をみれば誰が捨てたかは一目瞭然なのに、それを税金で処理するというのはいかがなものかというお話もしました。これに対して、市からは、「リユースをすることも必要であると考えていますので、今後、研究し、検討します。」という回答を受けました。ただし、いまだに動いていないのではないかと思いますので、再度、今回の会議で提案しました。

現在、市では、放置自転車、これは、買い受け人がいない場合は廃棄できますが、あきる野市には、そうするための条例がないので、放置自転車ではなく、不要自転車として処理しているということです。不要自転車なら不法投棄になるので、市税を使ってそれを捨てるのは違うのではないかと思います。

3としては、粗大ごみの中からのリユース、リサイクル化についてですが、リユース、リサイクルをすることで、リデュースにもつながります。資料の裏面の表のうち、○をしたものは、リサイクルや一部リユース、その他のものはリユースの可能性があるものです。前回の会議で、衣料品のリユースというお話がありましたが、その他のものも売却できるものは売却して、ごみを減らすことにより、処理費が削減されて、売却したお金が入ってきます。この資料の表については、ある市でこれくらいのことはできますよという

お話をした時にいただいた資料です。

4の休耕地の利用については、田畑として使われなくなった土地があると思うので、そこを、都内を含めた近隣の小中学校の農業教育や高校・大学のサークルに貸与したり、個人に対してリース契約をするのはどうでしょうかということです。子どもたちが活動していれば、それを親が見に来て、農産物等を買ってもらえる可能性があります。せっかく都心から近く、また都心にそのような場が少なく、農業等を学びたいという人がいるのですから、それをうまく利用したらよいのではないのでしょうか。それによって、使われなくなった農機具をレンタルしたり、ある程度、周囲の農家が農作業の面倒をみたりといった契約をすることで、収益が出るのではないのでしょうか。

ある雑誌の記事で、高知県の棚田の荒廃に対する対策として、100㎡当たりで、年間3万円でオーナー契約の募集をしたところ、例年、高倍率であるということです。高知県で高倍率ということなので、東京であればもっと可能性があるのではないのでしょうか。記事の中では、その田からとれたお米で地元の酒造会社が酒をつくり、それがもらえるというような契約もあります。酒造会社は、あきる野市にもありますので、そのような取組も面白いのではないのでしょうか。

5のファーマーズセンターの新たな利用については、前述のリース契約地で作られたものの品評会やコンクール等を開催することにより、そこに人が集まって、農産物や惣菜の販売をしたり、都内等の有名なラーメン屋などを短期間出店したりすることで、店の宣伝にもなり相乗効果があるのではないのでしょうか。また、人が集まることで、今は農協に無償で貸与している施設の一画について、お金を出しても借りたいという人が出てきて、そこでも収益があがるのではないのでしょうか。

6の郷土の恵みの森構想については、工場用地として購入したあまり自然的に優れていない土地で実施するのではなく、瀬音の湯の近くの土地と等価交換することにより、そこで活動できるようにして、活動の後は温泉に入れるようにするなど、相乗効果で集客力を上げた方がよいのではないのでしょうか。

休憩(10分間)

委員長： 郷土の恵みの森構想の実施場所の話題ができました。市としても、説明したいということですので、お願いします。

関係者： 郷土の恵みの森構想は、あきる野市全体の森林が対象になります。市内全域の森林からエリアを設定して、現地評価を実施します。また、各自治会・町内会をまわって説明会、ヒアリング、交流会等を実施しながら構想を練り上げていく予定です。資料に掲げた環境の森、歴史文化の森、経済の森というのは、その一例ですが、市内の森林をこのような性質別に定義づけたいと考えています。間伐等が進まない森林については、そこに国や都の予算を導入するための実施計画を作るという考えもあります。そこで、まずは市有地において先行的に実施していきたいと考えています。

市有地は、土地開発公社から買い戻した土地ですが、そこを整備して活用していきたいと考えています。そのイメージを具体化するために、菅生若宮の森林においてパイロット事業を実施して、構想のモデルとしていきます。具体的には、地元の町内会や青年会議所が実行委員会をつくって、今夏に里山体験ができるようなイベントを実施する予定です。平成21年度は、構想の練り上げとそれを具体化するためのモデル

事業によるイメージづくりの両方を実施します。

〇〇委員から指摘があったとおり、瀬音の湯周辺でも景観の良い所や観光スポットが点として存在していますので、それを面に変えていけるように、具体的には馬頭刈山方面、十里木方面、城山、荷田子方面に行くようなものを各所でポイントを絞りながら構想として策定していきたいと考えています。

市内全域の森林が対象ですが、構想の中心は森林の多い菅生、深沢、小宮、戸倉となり、それに三内、網代、切欠を加えた地域です。

委員長： 〇〇委員の提案と市からの郷土の恵みの森構想に関する説明について、併せて質問があればお願いします。

委員： 市営住宅については、退去した後、草が生い茂っていて防犯上よくありません。この草刈りをするにも経費がかかるので、売却をして、その資金を活用した方がよいのではないのでしょうか。

また、地域防災課では、花いっぱい運動というものをやっているのですが、その事業に関して、各地を見学しました。特に、大きかったところは、秩父の芝桜がワンシーズンで約百万人来訪するそうです。また、座間のひまわり、青森の菜の花なども、かなりの観光客が訪れています。農産物等を販売することで、お金も落としていってくれるので、秋川ファーマーズセンターを中心とした地域を花等でいっぱいにして、同様のことを実施すれば、農家も潤い、税収が見込めるのではないのでしょうか。

1の市営住宅と4の休耕地の利用については、〇〇委員と同様の意見です。

また、深沢のあじさい山は個人の所有地ですが、今後のことも考慮して、観光客を呼べるように手を打っておいた方がよいと思います。

委員： 率直にいうと、今更という感覚があります。普通に、子供の時からやってきたことを、なぜ、今、やるのかという疑問があります。他所から来る人を想定していると思いますが、地元の人の活用方法も必要だと思えます。子供体験塾事業などは、市が主導でやらなくても、町内会等の地元がやればよいのではないのでしょうか。

委員長： 郷土の恵みの森構想について、なぜ、今更というご意見ですが、それに対して、手続き的にも内容的にも、どういう議論をしてこうなったのかの説明が必要だと思えます。

関係者： 従来、市内の森林に係る取組については、農林課や環境課、商工観光課などがそれぞれ縦割りで事業を実施してきました。土地開発公社の土地を緑地として位置付けたことも含めて、今後、市内の森林をどのようにして孫の代まで残していくのか、市も地元も真剣に森林の活用方法を考えるきっかけづくりにしたいと考えています。

活用する森林、経済的に売るための森林、保全する森林等、いろいろな要素をもった森林が混在しています。それを、縦割りでなく、大きく一まとめにして、数十年規模の計画で取り組んでいきたいと考えています。3,000ha 近くある民有林については、個人や市の予算だけではとても整備ができませんので、都や国の予算を導入するための基本的な計画が必要になります。それによって、循環性が生まれ、観光面も踏まえながら、地元の要請による散策路の設置なども可能になると思います。

一つの基本となる林業政策、森林政策を具現化するための大きな試みとしてやっていきたいと考えています。息の長い話ですので、来年、何ができるというものではありませんが、こういう考え方を一つの政策として位置付けていきたいと考えています。

委員長： 早い話が、生き残りをかけて、今ある財産を使わないといけないという話だと思います。あきる野市の場合は、ほかにはない山林やその他の資源が多くありますので、それをどうやって活かすか、そういう発想によるものだと思います。

国や都の補助金のうち、使える余地があるものを抱き合わせて、それに基づいて地域づくりに結び付けていこうという考えで、この構想が出来上がっていく。そこに、市民を巻き込んで、数十年先のものをつくっていこうということだと思います。

基本的には、財産を活かしていくことに総力をあげていきたいと思いますという話として理解すると、分かりやすいと思います。

委員： この構想については、最近、話を聞いて知った程度なのですが、書いてあることはそのとおりで、良いことだと思うのですが、具体的に何をするのか、そのための予算はどうするのが疑問です。

菅生地区でパイロット事業を行うということですが、そんなに良い所とは思えません。この場所は、公社からの買戻しの土地なので、それを活かすことに市は固執しているのではないかと考えてしまいます。やる以上は行きやすい場所、来てよかったと思える場所で効率的にやるべきだと思います。

市民や民間と一緒にやっていくのであれば、それぞれの産業と連携して実施していくべきだと思うのですが、今のところ、林業系、木材系の事業者に対する相談等はありません。具体的に、何をするのかは分かりませんが、都会になくてあきる野にあるものを活かしていくしかないので、行政が住民と一緒にやっていくことはよいことだと思いますので、協力したいと考えています。

委員： 作文にすればこういうことだと思います。委員長がおっしゃるとおりで、ある財産を有効利用しようというのが本音だと思います。そのための構想としては悪くないと思いますが、今後の1、2年間に、どれくらいの予算で何をするのかということを示さないと意味がないと思います。財政が厳しいときに、どれだけの投資を認めるのかということがありますし、また、森の自然にあまりに大きく手をいれて自然をいじってしまうのは問題だと思います。

森林の持つ良さというものにCO₂を吸収するという機能があります。どれくらいCO₂を吸収するのか、保水機能があるのか等を示さないと、きれいごと過ぎる印象を受けます。取りあえず、どれくらいの投資をする予定なのかを示してください。その上で、議論をして、ものによっては売却した方がよいという場所もあると思います。

関係者： 財源的なお話ですが、今年度は、都の10/10の予算でこの構想を策定しています。菅生のパイロット事業については、市長会で実施している子ども体験塾の予算を100%利用しています。この土地は、昨年12月に、公社から買い戻した土地であり、植林地ではなく雑木林で平らな地形もあり、沢が流れていて、里山体験等ができます。我々が子供のときに遊んだ環境に近いです。小宮や戸倉の山林もよいですが、比較的急峻な所が多いので、入りやすくしかも市有地の菅生若宮地区を選びました。

次に、投資についてですが、今年度は、構想を策定しますが、来年度以降については、まだ具体的なものはなく、今後、地元に行っているいろいろと話を予定しています。ただし、整備については、山を切り崩すような大規模な開発ではなく、間伐や下草刈り、場所によっては、作業路、散策路を作る程度を想定しています。そのための予算は、

国や都の財源を活用して、できる限り一般財源を使わないようにしていきたいと考えています。さらに、地元も一緒になって協力してもらって、協働作業で森づくりをしていきたいと考えています。

明日からは、地元の小宮、戸倉、深沢の各自治会に入って説明会を開催する予定になっており、その後、現地調査も実施する予定ですので、各関連機関への説明についても、並行して実施していきたいと思います。

今回の構想は森林についてですが、観光、商業、その他産業全体に関わる話ですので、連携を図って取り組んでいきたいと思います。

委員長：ここでは、これ以上の議論は意味がないと思います。これをハワイまでの船出に例えれば、何艘かのボートで少し漕ぎ出した程度でしょう。これから、船団を率いてハワイまでちゃんと到達できるかが、今後の課題でしょう。

委員：遊休資産がどのぐらいあるのか、今後の活用の目途があるものかないものを含め、リストで出してもらおうと議論の参考になると思います。

委員長：資料の作成をお願いします。ただし、この件については、この会議のテーマではないので、答申に含めるか否かを悩んでいます。それを承知で、フリーキングで議論させていただき、参考にしてもらえようお願いします。

委員：市営住宅についてですが、このような場合、公営住宅法上可能なのかどうかという問題があります。委員長へのお願いですが、このような専門的な話題になると、事務局だけでは対応が難しいので、専門家を呼ぶことが可能でしょうか。

委員長：今の事務局で公営住宅法等について、対応できますか。

事務局：公営住宅法については、現在、手元に資料がありませんので、次回、先ほどの遊休資産のリストと併せて、公営住宅法に関する資料をそろえて対応させていただきたいと思います。

委員長：必要があれば協力をしてもらうということでもよろしいでしょうか。

さて、〇〇委員の資料の4、5については、私も、大変関心をもっていて、市が一括して地主から農地を借りて、市が一括で貸し出す。さらに、農協さんに参加してもらうことで、農家による農業指導をすることができます。

秋川ファーマーズセンターについては、建替え計画があるようですが、あの程度の規模ではなく、観光バスがとめられるようではなくてはいけないと思います。その中で、家庭菜園等を含めていくことがよいのではないかと思います。これは、今後の検討課題であると思います。

委員：我々が考えていることとしては、観光バスが来るとトイレが足りないという問題があります。

委員長：2の放置自転車については、市で考え方を整理してもらえばいい話ですので、3の粗大ごみのリユース等についてお願いします。

委員：一例として、たんすなどは、粗大ごみで出されたものをシルバー人材センターで修理をして、産業祭で売り出しているところがあります。

委員：私は、そのようなことはやめた方がよいということ、ある市に提言し、その市はその活動をやめました。

修理をすると人件費がかかってしまいますが、素人ではそのニーズが分からない

委 員	員：	ので、修理して売り出しても売れません。このようなものは、リサイクル業者に見せれば、売れるものはなくなり、残ったものは売れないものなので処分すればよいのです。
委 員	員：	中古の家具などを修理して販売する業者がいますので、修理をしないで、そういった業者に安く持っていってもらえばよいのですね。
委 員	員：	一つ一つ入札をして、一番高く買ってくれるところに渡せばよいのです。
委 員	員：	そのような取組をすれば、お金をかけずにごみを減らせるということですね。
五日市地域交流センターについて		
委 員	員 長：	資料3に戻りまして、フリートーカーをさせていただきたいと思います。 委員の皆さんにお願いしたいのは、役所のレベルではなく、市民のレベルで提言をしていかなければなりません。その上で、提言をするのですが、補助金の削減等だけでは魅力のないものになってしまいかねないので、何か斬新な発想でミサイルのようなものを3つ4つ、是非、取り組んでほしいというものを提言書としてまとめていきたいと考えています。ただし、今回、ペーパーに載せたような地道な作業も大切ですので、ご意見・ご質問があればお願いします。 〇〇委員は、不動産の売却について慎重なご意見でしたね。
委 員	員：	自分の代で先祖代々の土地を売るというのは、昔でいえば放とう息子がやることでしたので、将来、活用できるようにすべきではないかと思います。
委 員	員 長：	五日市の旧役場にある五日市地域交流センターについては、売却した方がよいのか、売却しないのなら、どう活用すべきなのか。皆さんは、どのようにお考えでしょうか。
委 員	員：	個人的には残していただきたいと思います。五日市地区に住む人の中には、合併によって五日市町時代のものがどんどんなくなっているという反発心のようなものがいまだにあると思います。そのような地元の人々の感情も考慮しながら活用方法を考えていかないといけないのですが、地元の人あまり使用していないのが現状です。
委 員	員 長：	このような問題を考えるのが大事ではないかと思います。なぜ、地元の人たちは、自分たちで考えて活用しようとしませんか。どうしたら地元の人たちも利用するようになるでしょうか。
委 員	員：	もっと目立つ建物にしたり、周囲の学校と連携したりすることができないでしょうか。
委 員	員：	市の業務を行っている1階部分は、あのまま残した方がよいのでしょうか。2階から上の階については、講演会等で利用させてもらったことがあります。ここは、たくさんの方が利用することは多いのでしょうか。
委 員	員：	まほろばホールは、演奏会などで使用されることがありますが、それ以外には、使用されることがほとんどありません。
委 員	員：	舞台に幕がないので、やっていることが丸見えで、使い勝手が悪いです。
委 員	員：	地元の人間でもほとんど使用していません。行政サービスをほかの場所で提供できていて、これだけ使用されていない現状であれば、一部の方の反発はあると思いますが、今後のあり方を考えた方がよいと思います。
委 員	員：	本庁舎やその他の市の関連施設がありますが、そこでないと本当に業務ができない人の方が少ないのではないのでしょうか。五日市出張所で勤務しても業務に支障がなく、通勤に近い人などは、あえて本庁舎で勤務する必要はないのではないのでしょうか。

委員 長： 五日市出張所の利活用について、市の内部で組織的に検討しているところはありませんか。

事務局： 合併当初は、同じ係が2つありましたので、非効率ということで統合されました。ただし、直接、市民に関係する市民課と福祉関係の窓口は、五日市出張所に残っています。そこまでは、いろいろな議論がありましたし、地域の方に利活用してもらうために会議室やホールを残したという経緯があります。

委員 長： 民間であれば売却ということになるのでしょうか、簡単にできる問題ではないですね。あの施設の利活用の問題は象徴的なものであり、地域住民が主体的にあの施設の利活用を実現できれば、ほかの問題ももっと住民の力で解決できるのではないかと思います。

委員： 五日市地域交流センターの会議室などは、防音設備がなく、アンプを使って音を出しても中途半端で、使ってもらうような部屋の構造や配置になっていません。

中央公民館については、かなり利用頻度が高い状況であると思います。イベント等で人を集める取組もあります。しかし、五日市地域交流センターは貸し部屋ばかりで、人を集めるような取組がありません。貸し部屋に徹するなら、それをもっとPRすべきです。

産業祭についても、五日市の小和田グラウンドでやっていた時は、地域のお年寄りも行けたので盛り上がりましたが、秋留台公園では行けません。

施設を使いやすいように整備したり、定期的に行事を実施したりするなど、人を集めるための目玉が必要ではないでしょうか。五日市の利点を活かして、外から人がやってくるような方策を検討すればよいのではないのでしょうか。

委員： 今後、ふるさと工房の施設を使用しないのであれば、体験教室などができるように庁舎を改修して、そこで実施すればよいのではないのでしょうか。都心からのツアー等で秋川ファーマーズセンターとともに人を呼ぶことができれば有効活用になると思います。

委員： 昔は、農協で朝市をやっていたので、それを五日市出張所で実施してもらえばいいと思います。また、高齢化ということで、リハビリができたり、その後の買い物もできるような施設にすればよいのではないのでしょうか。

委員： アウトドアのイベントを開催すると、高齢化なのか足の問題なのか、原因は分かりませんが、五日市では人の集まりが良くないです。当初は、諦めていましたが、今は秋川の人間を五日市まで連れて行って実施しています。地道に口コミで広めていくしかないのではないのでしょうか。

委員： 人をたくさん集めるようなイベントを実施しても、駐車場が少ないので、それがネックになります。るのバス等をうまく活用して、交通の便を良くして、高齢者だけでなく、誰でも参加してみたいと思うようなイベント等の催しが必要ではないのでしょうか。

委員： 映画祭などの人を呼べるイベントを、全部、秋川方面に持って行ってしまったために、足を運ぶ機会が減ってしまったのが大きいのではないのでしょうか。

委員 長： これは、象徴的な問題であるため問題提起をしました。施設の統廃合等の根本的な問題にも絡む重要な事項ですので、もう少し議論をさせてください。

- 委員： 映画祭やその他の五日市にあったものが、みんな秋川の方へいってしまったということを、五日市の人々は、皆、思っていることなのですが、よくよく聞いてみると、地元の人がちゃんと関わらず、関心も低かった結果として、移ってしまったという面もあります。口で言うのは簡単ですが、実際には、自分たちは大して関わってなくて、不満だけ言っている状態です。それは良くないことなので、もっとみんなが関わられるようにしないといけないと思います。
- 農地について言えば、五日市にはいい場所が沢山あって、小庄の田んぼなどは東京都も関わって、橋まで架けているいろいろと計画されていたようなのですが、凍結されたままの状態です。
- 一つ一つの事業に、専門にのめり込める人が一人はいて、本気でやっていかないと、観光協会が片手間でやっているだけ、市役所にお任せしてしまうだけでは、大したものではないと思います。専門に特化してできる人材を育成、確保することが一番重要だと思います。これは、言うほど簡単なことではなくて、そのような人材を賄うための費用をどのように捻出するのか。そこまで突っ込んで検討しないと、問題提起だけで汗をかかずに終わってしまうと思います。
- 委員長： 政治の基本的な役割は、都市に集中する富を再分配することです。五日市地域について、このまま衰退させていくことは、ひいてはあきる野市全体の衰退につながります。このため、政治の役割として、きちんと対応していかなくてはなりません。五日市地域交流センターの問題は、象徴的なものであると思いますので、これをしっかりクリアできるようにしていかないといけないと思います。最終的に、このセンターをどうするかということは、今後も、引き続き、検討していかないといけないことであり、提言書の中に、どのような扱いで書くのかということは重要な課題です。
- 委員： 委員長がおっしゃるとおり、秋川地区でやった方が人が集まるから秋川地区でやるようになってしまうのだと思います。人が集まらないのに、無理やり五日市地区でやるようすることは無駄で、長続きしないと思います。そのように無理をするのではなく、五日市地区にあるから、あの施設を使った方が便利だということを考えないと無駄になると思います。
- 委員長： 田畑を荒らすも財産を活かすも、人次第というところがあります。結局、使う人に能力がなければ草畑になってしまいますので、厳しい言い方をすれば、最終的には、そこに住む人々の能力の反映です。さりとて、そう言いきってしまうことはできないので、どのように育てていくかということを考えていかないといけないと思います。
- 委員： 例えば、会議であれば五日市でやるのが当たり前だったものが、秋川でやるのが当たり前になってしまって、私たちもそれに慣らされてしまった面があります。秋川地区の方が人口が多いので、どうしても秋川でやるようになってしまいます。無理をしてまでやるのは駄目ですが、五日市の良さや財産を活かすためには、人材を育てることが大切です。何かをやるようとしても、それから人材を育てるのでは遅いので、人材育成を急ぐべきだと思います。

委員：なぜ、五日市が衰退しているかという、歴史の流れによるものであると思います。江戸時代からの流れであって、林業の産物が江戸の資材や燃料、炭として使われ、五日市が栄えた結果、山大臣と言われるような人が出てきました。ところが、時代が変わってしまい、次の産業がなく、秋川地区に商工業が集まって、人も集まっているという大きな流れがあると思います。

五日市地区の産業というものを長期的視点に立ってつくり上げていかないと無理があつて、自然な流れができてこないと思います。先ほど話のあつた恵みの森構想の中で、瀬音の湯と観光面で連携していくことは、産業政策につながると思います。産業との連携の中で、会議をする場やコミュニケーションの場が必要になると思いますので、産業振興の視点から捉えていった方がよいのではないのでしょうか。

委員長：産業を興していかなければならないし、なんとかして地場産業を立ち上げていかないと、求心力がありません。さらに文化的な発展も望めません。

五日市ファインプラザについて

委員長：五日市ファインプラザは、公で運営しないといけないのか、民営でもよいのでしょうか。

委員：民営でよいのではないのでしょうか。公でも民でも、内容次第だと思います。公が運営した方が、特別よいということがあれば示していただきたいです。

委員：民間企業があつた場所に土地を買って、建物を建てて商売になるならば民営でよいと思いますが、実際には民間企業はあそこではやらないと思います。市が土地と建物を提供し、その中でできるから民間が参入しただけだと思います。完全に民営のできるのであれば、固定資産税等も入ってくるので、市にとつても、それが一番よいのですが、実情はそうではないと思いますので、難しい問題です。このため、今のまま指定管理者による運営をするしかないのではないかと思います。

委員：完全に民営化できれば、その分の市の経費負担がなくなるのですが、逆にいうと行政が与えるサービス、住民が受けるサービスというものは何なのか、というところに行き着くと思います。そこには、非常に難しい議論があつて、納税している以上は住民としていろいろなサービスを受ける権利があるという意見もありますし、利用者がすべて負担すべきだという意見もあります。五日市ファインプラザが指定管理になった現在の状態がいいレベルの民営ではないかだと思います。市がある程度の予算を出して、ハードの面は市が負担し、運営だけは民間が行う。その結果、市民は安い料金で利用できるのも、非常に良い取組ではないかだと思います。

委員：公共団体の仕事というものは営利が目的ではなく、住民福祉の向上にあります。このため、お金がかかってもやらなくてはいけないことがあります。それをすべて民間に任せてよいのだろうかという問題があります。民間だと五日市地区ではやらないと思いますので、それは市がつくって、運営については、今、お話があつたように民間でやればいいのではないのでしょうか。

委員長：ただし、その結果として、〇〇委員が提案したように、設備投資にかけられる予算がありません。新たな未来に向けたお金を生み出すことができないということになります。

委員	員：	五日市ファインプラザの運営を考えた場合、指定管理者制度を導入したことにより、多少の経費が浮いていますので、それを集めて投資に回せばよいと思います。
委員	長：	必要な施設として、市が管理して残すべきということですね。
委員	員：	まだ、指定管理が始まったばかりで、どこが良くなったのかが分かりません。これから指定管理業者がどれだけやってくれるのかということを見極めて、それから方向性を決めていけばよいのではないのでしょうか。
委員	員：	市には、指定管理者の選定委員会がありますので、そこで企画、提案書を基に決定しているので、企画どおりにやっているかを審査する必要があります。企画どおりに運営していなければ、指定解除の問題になりますが、もう少し様子を見る必要があると思います。
なぜ、あきる野市の財政状況は厳しいのかについて		
委員	長：	市は、どうしてこんなに貧乏なのでしょう。いつも財政健全化を言っており、あきる野市行政改革推進プランができてから5年経ったにも関わらず、いまだに財政は厳しい状態です。
委員	員：	なぜこうなったかについて、原因と責任の所在の検証が必要だと思います。その説明ができないと改革はできないのではないのでしょうか。
委員	員：	合併により補助金が出るということで、建物や道路などの余計なものにお金をかけすぎたと思います。潤ったのは、五日市方面の道路ではないのでしょうか。秋川地域の人はそういった印象を持っています。
委員	員：	道路や箱物は、どこの自治体でもお金をかけて作っていると思います。あきる野市は、他市と比べて所得層が全然違います。また、税金を落としてくれる企業の規模も圧倒的に違うということが、一番大きいと思います。
委員	員：	それだから入ってくる収入に応じた支出をすればよいと思います。温泉についても、建設してから反対ではなく、計画段階で反対すべきだと思います。建設が終わってからは反対ではなく、健全経営してもらうように考えるべきですが、今回は、そうではなかったので、市民の中にもずれがあると思います。
委員	員：	その前段階として、住民の意見を聞く場がなかったと思います。
委員	員：	バブルの時は駄目だったと思います。国も税収が増えて、地方に回すお金が沢山ありました。竹下内閣の時は、ふるさと創生として1億円を配りました。これを資金として、箱物が増えてきました。その金で地方が踊らされてしまったのです。その当時は現在のような状況を予測することはできなかったもので、今、そのつけがきています。
委員	員：	箱物で言えば、例えば、市の庁舎を作る際に、これだけの規模が必要だったのかということです。何のために建てるのかではなく、どうせ建てるならという感覚があったのではないのでしょうか。
委員	員：	個人で10万円という大きいですが、役所のお金だとそうは感じません。そういう感覚が役所の職員にはあると思います。
委員	員：	他の自治体も含めて役所の職員をみて可哀想と思うのは、良いことをしても昇進するわけではなく、前例主義で悪いことをしたら悪い評価になるということがあります。何もしないことでうまくいかなかったとしても、自分の責任にはなりません、何かをして失敗すれば悪い評価になってしまうので、どこの役所でも、やらない方がいいという感覚

		があります。評価制度がそうなっているために、そのように行動するしかないのかなと、役所の職員と話をしていると感じます。
委 員	長：	〇〇委員が決算のあり方について、前回、提案をされていましたが、民間であれば、毎月、月次決算を行って、次にどうするか協議するわけです。役所ではそのようなことはしていないですよ。
委 員	員：	手が打てないというよりも、元々、その仕組みが異なります。企業なら儲からなかった原因を分析して手を打てます。しかし、市の制度では、損得を把握できないと思いますので、その仕組みを変えていかないと、委員長が言うようなことはできないのではないかと思います。
委 員	員：	役所の中には、予算を使い切らないといけないという考えがあるのではないのでしょうか。予算と支出について、本来は、余剰イコール利益の部分があるはずなのに、余計なものを購入して余剰金がゼロになっていることがあります。
委 員	員：	私も経験がありますが、こちらが買いますと言っても、役所がお金を出しますというところがあります。そうしないと条例を変えないといけない場合があります。
関 係 者	者：	昔はそんなことがあったかもしれませんが、今はそういう時代ではありません。契約差金等が出た場合には、数万円単位で減額補正をしています。そうしないと次の財源を生み出せませんので、可能な限り減額をしています。各主管課の中でのやりくりの部分はあるかもしれませんが、企画政策部の中では絶対にならないと言えます。
委 員 長	長：	それにしても時代を先読みして、この状態に危機感を持って増収、経費の節約、補助金の削減等の諸々を含めて、スピーディーに対応していれば、こんなじり貧の状態ではなかったはずですよ。民間なら3年もあれば、少なくとも底を打ってだんだん上がってくるはずですよ。いつまでたっても、このような悩みを抱えている体質を根本的に見直していかないと、100年たっても水は薄まらないということにもなりかねません。その原因は、職員にもあるのでしょうか。
委 員	員：	短期の計画ばかりで、具体的な長期計画が作られていないからではないでしょうか。市の場合は、例え作ったとしても、かなり大まかであり、それも誰がやるのか分からないようなものです。だから具体的な行動が起きないのではないのでしょうか。民間であれば、具体的な長期計画を立てて、そのためにはその年からどうするか、教育や設備のための積立て等をして動き始めます。
		しかし、役所の場合は、作ったとしても誰がやるのだろうかという感じであり、将来こうしたいとか、そのためには今から何をするという具体的な計画がないというのが、現実なのではないでしょうか。
委 員	員：	予算事務規則では、執行計画を作ることになっており、予算の執行で大切なのは、この執行計画を作っているかということだと思います。また、配当制度がありますので、そういうものを活用しているかどうかです。その他、差金が出た場合に、凍結するというような制度を作っていないと、主管課はいろいろな理由をつけて使います。例えば100万円の予算をつけた事業が50万で済んだら、残りの50万は執行を凍結して、それを使う場合には正当な提案をしてもらう必要があります。
関 係 者	者：	中長期計画についてですが、実施計画については、私の所管ではありませんが、合併以降、財政見通しというものをつくっています。地方債でお金を借りる都合があり、

長期だと30年くらいの借入れをしますので、最低30年の財政見通しを立てます。以前から指摘されていますが、地方債の借入残高が増えることによって、30年間なら30年間は払い続けますので、後で、軌道修正しようにもその時点ではできません。例えば、合併したときに借りたお金の場合、その時の財政見通しと実際の経済成長率とが違うため、埋められないギャップが出てしまいます。結果的には、その当時の財政見通しが甘かった、あるいは間違っていたという批判をされてしまいます。

委員： 間違った場合に、民間なら明日からどうしようと考えますが、役所の場合には、間違っていたということで済んでしまうのですね。

関係者： 間違ってもしょうがないということではなく、現実として、そういうことが起きているということは事実です。

また、先ほどの日々の予算執行のことですが、現在は、予算を組む場合、例えば鉛筆を10本買うというような細かい見積もりをつけています。300円で予定したものが200円で買えた場合には、その執行が終わった段階で、それが6月にはっきりしていれば、6月の補正予算で数万円単位でも減額補正をしています。

このような細かい単位で9月、12月、3月にも減額補正をしています。現在は、執行管理システムにより執行状況が確認できますので、これで確認しながら減額を行いますので、浮いた予算を緊急の修繕等の必要なところに割り当てることができます。このため、先ほどご指摘のあった予算を使いきるというようなことはないと考えています。

委員長： 今、節約の問題がでましたので、その議論を更に進めます。例えば、線引きの見直しがありますが、企画政策のセクションは、増収等に関する中長期や短期的な見込みを計画する任を負っていますか。

事務局： 大きな目標、例えば市税等の歳入の確保については、行政改革推進プランの中に入りたい込んでありますので、これを受けて、各セクションで対応していくという流れになります。このため、基本的に大きなところは企画のセクションで対応しています。

委員長： 今年度の税収はいくらぐらいで、こういう施策を実行すれば、これぐらいあがってくるのか、3年計画で実行すれば、これぐらい蓄積されるというようなプランがあるのでしょうか。

関係者： 財政見通しについては、先ほどのスパンでやっていますが、市税は、個人、法人、固定資産の中でも土地、家屋、償却資産というものがあります。それぞれ別々に推定資料を作成してやっています。昨年までは、マイナスという見込みはしていなかったのですが、現在の景気情勢を踏まえまして、-3.3という下方修正をした見通しをつくっています。

その中でも、特に、固定資産の関係では、線引きを見直すことで、都市計画税が入ってきますが、都市計画税は、すべて市の自由な財源になりますので、財政見通しの中では、重要です。かつては、何年に市街化区域に線引きを見直すことにより、都市計画税が段階的に上がるという見通しを行っていましたが、今は、財政見通しに入れていません。これは、主管課が地元に入っても、すぐに手続きをすることが難しく、不確定な状況であり、プラス要因として不確定なものを財政見通しに入れることは危険であるため、現在は、入れていません。

歳出についても、これと同様、高齢化による扶助費の伸びなどは10年、20年というスパンで長期的に見ています。

委員長： 市の職員が発案し、市が仕掛けて増収政策をとっているような基本的なものがあまりないようです。そのため、資本蓄積するような体質にはなっていないようです。そこで、歳入の確保についても、提言書の中に入れてたいと考えています。

委員の皆さんから、歳入の確保策について、引き続き、提案をしていただきたいと思います。それでも足りないということであれば、意見を公募するかどうかなど、そのあたりのことについて、ご議論いただきたいと思います。

委員： この市民会議で意見が出る、出ないに関係なく、公募をした方がよいのではないのでしょうか。

委員： 意見の公募は重要であると思います。この会議も、市民公募の委員の方がいらっしゃいます。同じように、民間や行政での経験等があるなど、相当専門的な知識をお持ちの方が多くいらっしゃると思います。そういった方々をうまく結びつけるようなことを市が実施できれば、アイデアも専門的かつ実現可能なものが出てくると思います。アイデアをばらばらに出すだけでは、理想だけで終わってしまうと思いますので、今後、こういった会議でじっくりコミュニケーションして、お互いのよさを活かせるようなクリエイティブな場をつくれれば、いい案が出てくるのではないかと期待しています。

委員： ワークショップのようなものを開催して、そこに私たちとともに参加するような形がよいのでしょうか。

委員： 私は、地域の中で、小企業の方と仕事をしていますが、皆、閉塞感を持っています。その閉塞感を打ち破るのは、知の交流であると思います。そういったことを行うことで、解決策も出てくると思います。このような取組を日本全体でやっていくべきだと感じていますので、是非、そういったものができるとういと思います。

委員長： ただし、どれくらい提案が出てくるかという問題はありますね。

委員： 広報のやり方によると思います。広報も、今までと同じやり方だけではなく、他の方法も考えないと、うまくいかないと思います。

委員長： そこが難しいところですね。

委員： 公募をするのは、良い事で必要だと思いますが、期待したほど集まらないことが多いのではないかと思います。後は、ここのメンバーが良い人材を引っ張ってきてやるしかないのではないのでしょうか。

委員長： 全国に公募したらどうでしょうか。

委員： 多摩地区には大学があるので、そこと連携してみてもどうでしょうか。学生も実際のまちづくりを勉強する場を求めています。どこかの大学と提携して、毎年、交流したりするとよいのではないのでしょうか。

委員： 公募する場合は、具体的なテーマを与えてはどうでしょうか。例えば、住みたいまちづくりなどはどうでしょうか。

委員長： ズバリ、市の財政を良くするため、税金を上げるために何が必要かご提案いただきたいというものなど、事務局と協議して、この問題をどうするか考えていきたいと思っています。

委員	税金の未徴収の金額は、どのくらいあるのでしょうか。これに対しては、市役所の内部でプロジェクトチームなどをつくって、対応等をしているのですか。
関係者	税金の滞納額については、今、確認をしていますが、市税については、26市で上から5番目、国民健康保険税は1番良いです。2、3か月に一回は、三役も交えて、市税や使用料、手数料等の報告会を開催し、そこで現在の取組状況と今後実施すべき取組など、差し押さえ等も含めて検討しています。
委員	給食費については、裁判を起しましたね。
関係者	3件ありましたが、分納で納めていただくことになりました。
委員	税金関係は、督促状を出しても、なしのつぶてでしょう。
関係者	そのような案件は、差し押さえの対象です。
委員長	最終的には、指定管理者、補助金関係、施設の整備運用等について、提言書に盛り込むべき問題になると思います。その次に、人件費の削減の問題があると思います。 議員に関する問題として議会改革については、正面きって議論をしていません。本来であれば、枠外のテーマになりますが、次回、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。 また、先ほど議論した収入増の問題や支出の削減について、ご意見がありましたら、可能な限り、紙にまとめて提出していただけると有り難いです。この提出は、当日で結構ですが、強制ではありません。 以上ですが、事務局から連絡事項等、何かありますか。
事務局	先ほど確認中とお話した調定等収入済み額の率については、96.5%で、市税全体の未納額は3億8千500万円です。このデータは、平成19年度決算になります。不能欠損は、国民健康保険を除いて3千100万円です。
委員	土地の固定資産税等であれば、最終的には回収できると思いますが、それ以外は回収できなくなる可能性があります。
関係者	後は、給与や生命保険になりますが、財産がないと差し押さえもできません。
委員長	今日の会議で出た新しい提案に対して、事務局として意見をまとめるか調査をしていただき、回答できるものについては、適宜、次回の会議で用意してください。 今回は、7月30日(木)15時から17時半ぐらいまでで開催しますので、よろしくをお願いします。

午後4時30分終了